

## 地位承継（合併・分割・相続）に伴う申請書類等について（旅館業）

### 【承継承認申請】（合併・分割） 手数料 7,700 円

（☆）：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請書	承継承認申請書（合併・分割）（☆）	
<input type="checkbox"/>	図面	1. 旅館の敷地から 200m 以内の地域の見取り図	※1
<input type="checkbox"/>	申請者	2. 合併にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	申請者	3. 分割にあっては、分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	申請者	4. 定款又は寄附行為の写しにより、合併又は分割の事実が確認できない場合は、総会の議事録等の事実が確認できる書類	
<input type="checkbox"/>	申請者	5. 合併又は分割により既に存在している法人に営業者の地位が承継される場合、その法人の登記事項証明書（写しでも可）	
<input type="checkbox"/>	申請者	6. 旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式（☆）	

★営業者（法人）が合併又は分割により、その営業者としての地位を承継しようとする場合は、合併又は分割の登記を行う前に申請して、保健所長の承認を受ける必要があります。

※1 縮尺、方位並びに法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地及び当該敷地からの距離を記載したものを提出してください。

### 【承継承認申請】（相続） 手数料 7,700 円

（☆）：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請書	承継承認申請書（相続）（☆）	
<input type="checkbox"/>	図面	1. 旅館の敷地から 200m 以内の地域の見取り図	※1
<input type="checkbox"/>	申請者	2. 相続人を確定できる戸籍謄本類又は法定相続情報一覧図の写し	
<input type="checkbox"/>	申請者	3. 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書	
<input type="checkbox"/>	申請者	4. 旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式（☆）	

★営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、相続人は、被相続人の死亡後 60 日以内に申請して、保健所長の承認を受ける必要があります。

※1 縮尺、方位並びに法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地及び当該敷地からの距離を記載したものを提出してください。

### 【許可証交付願】（合併・分割・相続）

（☆）：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	交付願	地位承継に伴う許可証交付願（☆）	
<input type="checkbox"/>	申請者	1. 保健所長の承認を受けて、合併又は分割により地位を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	※2
<input type="checkbox"/>	共通	2. 営業許可証（原本）	※3

※2 合併又は分割したことが確認できるもの、かつ、発行から 3 か月以内の原本が必要です。

※3 営業許可証を紛失している場合は本人確認書類の添付等が必要になる場合がありますので、手続き前に保健所にご相談ください。